

**第二期中期目標・中期計画（第三次案）
についての組合意見書を提出**

2009年5月15日

国立大学法人金沢大学評価室 殿

第二期中期目標・計画（第三次原案）への組合意見書金沢大学教職員組合
執行委員長 直江俊一**(1) 経緯**

第一次原案については研究に関する部分の情報発信とし、それに対する論評活動を進めながら、大学の案全体を開示し、教職員による検討を保障するよう求めました。

第二次原案が2/13に開示され、組合意見書を3/4に提出しました。その中では、学長APとの関連や様々な新概念や諸項目に関する質問、審議体制等について質問し、特に任期制の削除を強く求めました。

第二期中期目標・計画は大学の基本方針を定め、その達成のために教職員の多大の努力を求めるものであります。まだ充分時間のあるうちに意見書の回答をいただき、全構成員による検討と合意という好ましい状況を期待したものでした。

しかし、再度の要請（3/27）にもかかわらず回答はなされず、第三次原案を作成中との姿勢のままで、第三次原案が4月末（4/27）にようやく開示されました。この間、約2カ月が経過しました。多くの課題を前進的に解決し、今後の金沢大学を有意義なものにしたいとの教職員の熱意を冷やさせたことは否めません。最近の第三次原案の説明会において

「歯をくいしばっての努力によって」の掛け声がありますが、教職員からの質問につぶさに答え、案の主旨を熱く語り、教職員を率先して盛り立てる姿勢に何故立とうとしないのかと、根本的な疑念を覚えるものであります。逆に言えば、中期計画を公にすることの重さについて、そして実施に取り組む教職員に求められる努力の大きさについての認識不足をはしなくも露呈する実態とも言えます。

しかしながら、残された時間の範囲でも最大限の改善作業がなされるよう期待して、ここに改めて組合意見書を作成し提出する事にいたします。

これまで学域・学類の現場においては、原案について様々の疑問や質問が渦巻いてきました。組合はこれらの意見をまとめ、評論や意見書の提出などの活動を行って来ています。しかし、5/7、5/8の説明会で交わされた応答内容は、それらの数パーセント程度でしかありません。原案の機関会議における検討や充分時間を確保した説明会など、少なくとも組合意見書に対する文書回答がなされるべきと考えます。

改めて、以下の組合意見書への回答を求めます。

(2) 全体としての論点

第二次原案から第三次原案への変更の特徴については、先ず任期制の文言の削除や数値目標を極力減らした点、また第二期の学位授与機構等による審査評価を想定し、用語や表現上より慎重なものにした部分が約26項目に及ぶ点は、教育や研究WGにおける注意深い作業がなされた事として評価できる側面があります。

しかし「その他の目標・計画」の部分においては国際化や附属学校に関してかなり踏み込んだ内容となっており、新たに問題を提起しています。さらにⅡ～Ⅴの部分においては、大学組織の常時流動化の宣言や、教職員へのキャリアパスの提案という大胆な内容が盛り込まれました。中期目標・計画は抑制的に表現するものとしてなされた多大の工夫の状況とは正反対の暴走が起こっている事について、驚きと深い憂慮を抱くものであります。

このようなことが何故生じたかについて、Ⅰについては少なくとも教員の参加によるWGの検討体制がとられたが、Ⅱ～Ⅴにおいては、ほぼ事務当局内部の作業に委ねられたことによるものではないかと考えます。第一次から第三次原案の作成経過において、個別部分を全体として統合・調整する作業をどこが行うか、あるいはそれに対する責任所在が不明確なままに取り組みられたのではないかと考えます。

さらに言えば、Ⅰに関する3つのWGの扱う教育、研究、その他の項目は、よく考えれば相互に深く関連しており、各教員に課される3つの分野の任務の整合性や分量を考えると、重い負担感と不安に陥らされる点が多くあります。3つのWG間の調整は行われていないのではないかと考えます。また、原案に多数盛り込まれた事業のために必要な財政について、その裏付けがあるのであろうかとの危惧を持たざるを得ません。

以上の我々の判断について正しいか否か当局の回答を求めます。

第二期中期目標・計画の作業分担方針と責任の所在を明らかにするよう求めます。

5/7、5/8の説明会において「どの大学も必ず実行しなければならない文科省からの指示が27項目あり、原案策定において考慮しなければならない」とのコメントが室長よりなさ

れましたが、2/5付け文部省の文書を指すものと考えます。しかしこの文書はすべての表現が「……ではないか。」で終わっており、決して指示でも命令でもありません。「独立法人として、また高度の機能を果たす大学に対して、自ら必要な目標・計画を立てるべきである」との基本認識を踏まえている訳です。従って、大きな事実誤認の上で大学の原案が策定された側面があり得ます。

この点について回答を求めます。

(3) Ⅰの教育部分に関する意見

- ・説明会において「優秀な学生」を受け入れる方策が強調されていたが、現在いる学生教育の問題点への視点が欠落している。先ずそこから基本的課題を抽出すべきである。
- ・3学域16学類のカリキュラム再検討を提起することは重要な課題であるが、その解決方法がシラバス、複線型、環境とすることは限定的になりすぎないか。
- ・法科大学院に関して、成績不良者に対する「退学勧告の実施」は大学の品位が落ちるので削除せよ。
- ・アドバイス担当者に院生を明記することは様々な問題があるので削除せよ。
- ・各学類が付与する学士力はどうのような方針で解明してゆくのか。学士力は中教審答申に盛り込まれている解明すべき目標としている概念であり、現時点で詳細は明かではなく、全大学人へその努力をするように求めています。金沢大学が独力でできるものではないと思われま

す。今後の評価を考えればここは「金沢大学スタンダードの設定」などに限定しておくべきではないか。

- ・留学生増員の国家政策（グローバル30）が提起され、その流れの中で国際交流本部（学長の諮問機関）を中心として、大幅な留学生増員の計画が提起されていますが、そのためには独自の「留学生教育体制」を絶対に必要とします。それがなければ、対応する教職員の過重労働や一般学生の教育に大混乱が起こることは現場の教員から見れば明らかです。

2-1や17-1に関する計画として慎重かつ現実的な方策を示すよう要求する。

(4) Iの研究部分に関する意見

- ・センターやプロジェクトについての項目以外に教員による膨大な研究活動がある。後者についてその発展の方策を示し、センター等との関連性を明記せよ。
- ・センターの管理運営体制は従来の学域・学類のそれと異なるといかに異なるのか、また管理責任の所在を示せ。
- ・センター所属教員の雇用条件を明らかにせよ。
- ・期限付き組織における教員の継続的雇用の工夫をせよ。
- ・テニユア・トラック制への必要経費を示せ。
- ・「研究アドバイザーボード」の権限を明確にし、学系組織としての関連性を示せ。
- ・全学共用研究スペースの線引きの権限はどこにあるのか。
- ・全学共用研究スペース設置の財源確保方針を示せ。
- ・センターやプロジェクトに必要な教員定員の供出方法を示せ。
- ・新センタープロジェクトと既存のセンターとの関係を示せ。

(5) Iのその他の部分

- ・教育、研究における「国際化」はすべて良しとする提案の安易さは問題である。立案の前に、実現に必要な措置を精査せよ。
- ・附属病院の項目に充当する経費はどれ程かを示せ。
- ・附属学校に関する部分は当事者によく説明し、慎重に立案せよ。



(6) II～Vの部分

34-1

大学組織の常時流動化を自らが宣言し、計画部分に明記することによって、今後大学がいやおうなしに、際限のない見直し作業と教職員の配置転換やリストラに巻き込まれる事になります。これは文科省・財務省のための「モルモット大学」になるための道を付けることを意味します。また学生や市民から見ても、チャレンジし発展する大学としてではなく、不安定で将来の見通せない暗い大学として映ることは必定です。まさに時限爆弾に相当する項目であり、第三次原案の全体として慎重な表現とは異質のものであります。

金沢大学を危うくする内容であります。直ちに削除を求める。

35は「人事システム」即ち「労務管理制度」に特化して記述がなされていますが、それが大学の運営改善の唯一の項目であるとする考え方には全く同意できません。

35-1

まず、「教員に…について、弾力的な勤務形態を導入する…」の勤務形態とは全く意味が不明であることを最初に指摘しておきます。

教員のキャリアパスの項目は、IVの42、42-1の自己点検・評価部分と呼応して、提案意図の実現を図ろうとしています。後者（42、42-1）における自己は大学全体を指し、評価は文科省など外部上位機関であり、前者（35-1）における自己は教員（あるいは職員）個人であり、評価は大学上部組織であると理解されるのが自然です。

大学の評価は中期計画の終了時に学位授与機構などによるもので、それが焦眉の問題であり、大学が自ら点検し自ら評価しても説得性はなく、笑われるだけです。ところが前者においては、点検するものと評価するものは明確な組織的上下関係に置かれています。

この2つの違いを意識的に混同し、文科省のガイドライン用語を用いながら、大学

内における教員・職員管理の労務政策を進めようとしています。企業における成果主義の導入は現在弊害が指摘され、企業自身の力を落とすものとして社会的には見直しの流れにあります。

さらに大学は企業とは異なる高度の機能を果たさなければなりません。そのためには大学の点検は決して教員（あるいは職員）個人の点検に帰させる訳にはゆきません。独法化になり、法人の基本方針や組織設計の責任、上意下達の運営方針が先ず問われるべきです。教育と研究の密接な諸関係への深い理解とそのための施策こそ大学の生命であると考えます。

ところが教員のキャリアパスの例として5/7、5/8の説明会においても、座長より岐阜大学方式が示されています。我々は組合ニュース速報版No.13において金沢大学としてさらに踏み込んだ内容が既に検討されていることを確認しています。

「教員のキャリアパスの内容は何も決まっていない。来年1月までに検討する。」との応答が一部であったと聞きますが、当局の構想は明かであると考えます。

教員のキャリアパスの項目の削除を求める。

35-2

事務職員についての計画部分の表現は非常に具体的であり、37-1、37-2の項目にある業務の合理化、地域における大学の縮小・統合化などの政策推進とセットになっています。

この政策実現の流れにおいては、職員の過重労働、配置転換、リストラなどを、職員個人の「能力」を口実として進めることを決定しようとしています。そして説明会においては「痛みを伴う事になる」と明確な表現が述べられています。計画は期限までには必ず実行しなければなりません。改善に必要なことは、35-1と同様、職員個人に帰すことが出来るものではありません。また、大学として職員の能力アップの施策はほとんどされてこなかった等々の実態があります。

現状においては、一方的に踏み込んだ内容であり認めることは出来ない。削除を求める。

以上Ⅱの部分は、大学の組織運営改善について、現場の意見を求めれば様々の提案がなされることは明かですが、それらを一切排除し、当面の政策重点のみを強引に実現させようとする文科省の意向が、そのまま大学の見解となっていることをはっきりと示していません。

(7) 今後のスケジュールと審議体制

- 第二期目標・計画に関する組合団体交渉に誠実に対応せよ。
- 第二、第三次原案に関して評価室に出された意見を公開せよ。
- 多数の疑問や質問に対し、そのままにすることなく、当局の見解、回答などの対応体制を示せ。
- 5月末に第三次原案の一定の修正がなされると言われている。内容を即公開すること。
- 「文部科学大臣の組織・業務の見直し内容の提示」がなされたときに、速やかに内容を知らせよ。
- 6月末の文科省へ提出する「第二期中期目標・中期計画」（素案）は重要な区切となる。この提出前に、教職員による十分な検討を保障せよ。

